

壬生町運転免許自主返納支援事業実施要綱

平成24年11月26日
告示第18号

(趣旨)

第1条 交通事故を減らし、安全・安心のまちづくり推進を目的に、運転免許の自主返納を支援する壬生町運転免許自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する免許であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納とは、道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを申請し、運転免許を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 平成25年1月1日以降に運転免許を自主返納した者
- (3) 町税を完納している者

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、写真付き住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を保有していない対象者が住基カードの交付を受ける場合、手数料を1回限り免除するものとする。

2 前項の支援のほか、デマンドタクシーみぶまる（以下「みぶまる」という。）利用券40枚（12,000円分）を1回限り支給するものとする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、壬生町運転免許自主返納支援事業申請書（様式第1号）に運転免許の取消通知書の写し又は返納した運転免許証の写し又は運転経歴証明書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、運転免許を自主返納した日から1年以内に行わなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

(支援の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、必要な事項を確認のうえ、支援の可否を決定し、壬生町運転免許自主返納支援事業決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知する。

(支援の実施)

第7条 町長は、前条の規定による支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に対し、決定通知書と併せて、みぶまる利用券を交付するものとする。

2 第4条第1項の規定により、住基カードの交付手数料の免除を受けようとする被支援者は、前条による決定を受けた日から起算して30日以内（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日）に住基カードの交付申請をしなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

（利用の制限）

第8条 前条により交付を受けたみぶまる利用券及び決定通知書は、換金又は再交付することができない。

（支援の取消し）

第9条 町長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、支援を取り消すことができる。

（取消し内容）

第10条 町長は、前条の規定による支援の取消しを行った場合は、当該取消しに係る者に対し未使用のみぶまる利用券及び決定通知書の返還を命ずることができる。

2 町長は、使用されたみぶまる利用券又は住基カード交付減免があった場合、みぶまる利用券の場合にあっては当該利用券使用額を、住基カードの場合にあっては、住基カード交付手数料の支払いを命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。